

令和6年度 那珂川市国民健康保険運営協議会（第3回）

次 第

1. 会長あいさつ

2. 報告事項

（1）令和7年度本算定結果（資料1）

3. 審議事項

（1）那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申案）の審議（資料2）

【配布資料】

資料1 令和7年度那珂川市国民健康保険税率について（本算定）

資料2 那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申案）

令和 7 年度

那珂川市国民健康保険税率について（本算定）

令和 7 年 1 月

那珂川市国民健康保険運営協議会

（事務局）那珂川市 市民生活部 市民課

■国保税率一覧

		医療給付費分			後期高齢者支援等分			介護納付金分		保険税率計	
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	応能割	応益割
R6国保税率	A	6.59%	29,000 円	28,100 円	2.67%	12,500 円	12,100 円	1.82%	22,400 円	11.08%	104,100 円
R7仮算定結果	B	6.34%	30,885 円	29,248 円	2.39%	12,408 円	11,741 円	1.71%	22,587 円	10.44%	106,869 円
R7本算定結果	C	6.39%	31,128 円	29,479 円	2.35%	12,172 円	11,518 円	1.67%	22,040 円	10.41%	106,337 円
R7税率改定案 (10円単位切上)	D	6.39%	31,200 円	29,500 円	2.35%	12,200 円	11,600 円	1.67%	22,100 円	10.41%	106,600 円

■税率の差額（R7税率改定案とR6保険税率）

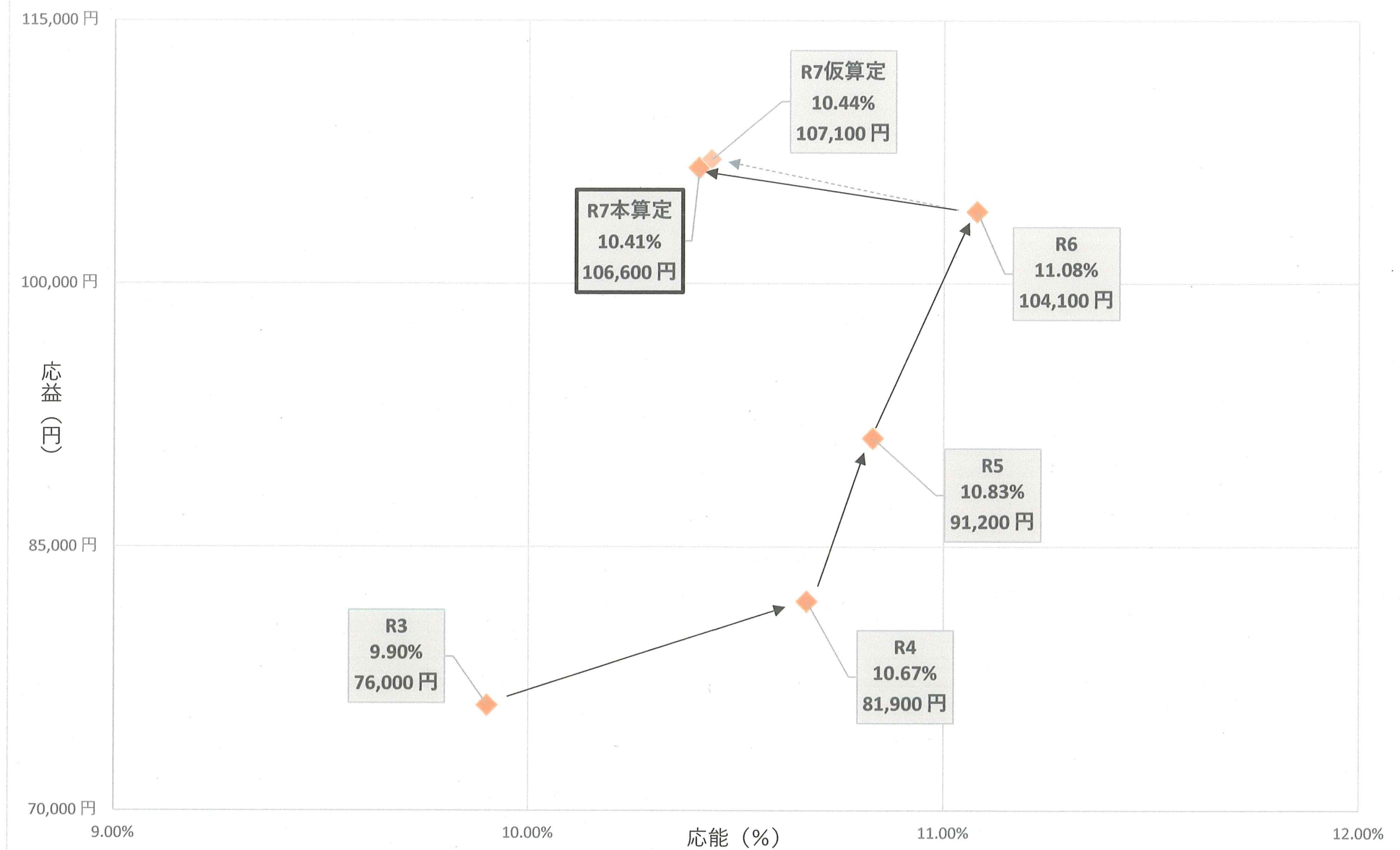
	医療給付費分			後期高齢者支援等分			介護納付金分		保険税率計	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	応能割	応益割
D - A	△0.20%	+2,200 円	+1,400 円	△0.32%	△300 円	△500 円	△0.15%	△300 円	△0.67%	+2,500 円

被保険者の年間税額への影響（モデルケース）

世帯例	R6税率	R7仮算定結果	R7改定案
 ■世帯員の収入・所得 ・男性（62歳）給与収入98万円（所得 43万円） ■世帯の収入・所得 収入98万円（所得 43万 円） 1人世帯	31,100円	31,900円 (+ 800円)	31,900円 (+ 800円)
 ■世帯員の収入・所得 ・男性（72歳）年金収入 242 万円（所得 132 万円） ・女性（70歳）年金収入 100 万円（所得 0円） ■世帯の収入・所得 収入 342 万円（所得 132 万円） 2人世帯	180,900円	180,000円 (△ 900円)	180,000円 (△ 900円)
 ■世帯員の収入・所得 ・男性（45歳）給与収入 400 万円（所得 276 万円） ・女性（42歳）収入なし 0 円（所得 0円） ・子ども（12歳、10歳） ■世帯の収入・所得 収入 400 万円（所得 276 万円） 4人世帯	509,100円	503,000円 (△ 6,100円)	501,300円 (△ 7,800円)

那珂川市国保税率の推移

資料 1 - 3



6 那国運第 1 号
令和 7 年 1 月 日

那珂川市長 武末 茂喜 様

那珂川市国民健康保険運営協議会
会 長 上 野 彰

那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申）

令和 6 年 1 2 月 1 7 日付 6 那市第 1 3 3 3 号で諮問のあったことについて、
慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

令和 7 年度的那珂川市国民健康保険税率を次のとおりとすることが適当である。

（1）医療給付費分

所得割 6. 5 9 %を 6. 3 9 %に改定すること。

均等割 2 9, 0 0 0 円を 3 1, 2 0 0 円に改定すること。

平等割 2 8, 1 0 0 円を 2 9, 5 0 0 円に改定すること。

（2）後期高齢者支援金等分

所得割 2. 6 7 %を 2. 3 5 %に改定すること。

均等割 1 2, 5 0 0 円を 1 2, 2 0 0 円に改定すること。

平等割 1 2, 1 0 0 円を 1 1, 6 0 0 円に改定すること。

（3）介護納付金分

所得割 1. 8 2 %を 1. 6 7 %に改定すること。

均等割 2 2, 4 0 0 円を 2 2, 1 0 0 円に改定すること。